

【当初提出分】

議案等番号	件名	概要	提出部局																														
議案102 〔一般〕	交通事故による和解契約締結の専決処分について	<p>1 事故発生日時 平成30年7月28日 午前9時40分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市野中町1075番地2(久留米市勤労青少年ホーム敷地内通路)</p> <p>3 当事者 市 子ども未来部青少年育成課男性職員 乙 久留米市御井町在住の女性</p> <p>4 事故の状況 職員は、公務により車両を運行中、上記通路を文化センター共同ホール方向から久留米市青少年育成センター方向に直進していたところ、乙車両が減速せずに対向直進してくるのを認めたことから市車両を停止させたが、乙車両が停止しきれずそのまま直進してきたため、乙車両の左前部と市車両の左前部が接触したものの。</p> <p>5 損害賠償の額 乙は、市に対し乙の過失100パーセントとして損害賠償金295,000円を支払う。 その内容は、市の車両修繕料295,000円である。</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成30年10月31日専決処分)</p>	子ども未来部																														
議案103 〔一般〕	交通事故による損害賠償の専決処分について	<p>1 事故発生日時 平成29年6月13日 午前10時28分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市南一丁目8番1号西側路上(江戸屋敷南町D52号線)</p> <p>3 当事者 市 教育部教育センター男性職員 乙 久留米市南一丁目在住の女性</p> <p>4 事故の状況 職員は、公務により車両を運行中、久留米市教育センターの敷地から同敷地西側に接する江戸屋敷南町D52号線に徐行しながら進入しようとしたところ、左右の確認が不十分であったため、市車両の右側から直進してきた乙車両の左側方部に市車両の右前部が衝突したものの。</p> <p>5 損害賠償の額 市は、乙に対し損害賠償金8,374,834円を支払う。その内容は、乙の損害額8,815,615円に甲の過失割合95パーセント(0.95)を乗じて得た額である。この場合において、乙の請求により自動車損害賠償責任保険等から乙又は医療機関等に対し既に支払われた金員があるときは、当該金員の支払を損害賠償金の内払とみなす。</p> <table border="0"> <tr> <td>内訳</td> <td>治療費</td> <td>235,574円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院費</td> <td>13,020円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後遺障害診断書料等</td> <td>27,196円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>休業損害</td> <td>1,258,057円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>傷害慰謝料</td> <td>1,128,017円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後遺障害逸失利益</td> <td>3,253,751円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後遺障害慰謝料</td> <td>2,900,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>8,815,615円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乙の過失による差引額</td> <td>440,781円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>8,374,834円</td> </tr> </table> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成30年11月12日専決処分)</p>	内訳	治療費	235,574円		通院費	13,020円		後遺障害診断書料等	27,196円		休業損害	1,258,057円		傷害慰謝料	1,128,017円		後遺障害逸失利益	3,253,751円		後遺障害慰謝料	2,900,000円		小計	8,815,615円		乙の過失による差引額	440,781円		合計	8,374,834円	教育部
内訳	治療費	235,574円																															
	通院費	13,020円																															
	後遺障害診断書料等	27,196円																															
	休業損害	1,258,057円																															
	傷害慰謝料	1,128,017円																															
	後遺障害逸失利益	3,253,751円																															
	後遺障害慰謝料	2,900,000円																															
	小計	8,815,615円																															
	乙の過失による差引額	440,781円																															
	合計	8,374,834円																															

<p>議案104 〔一般〕</p>	<p>自動車破損事故による損害賠償の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成30年8月23日 午前10時49分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市田主丸町豊城1895番地(マックスバリュ田主丸店駐車場内)</p> <p>3 当事者 市 田主丸総合支所産業振興課男性職員 乙 久留米市城島町江上上在住の男性</p> <p>4 事故の状況 職員が公務として田主丸花火大会来場者駐車場の整備に使用する資材調達の職務に従事していた際、上記駐車場において市車両を後進により駐車枠内に駐車させた後、運転席側のドアを開けた状態で市車両を運転するために差し込んでいた鍵を引き抜こうとしていたところ、風にあおられた同ドアが市車両の右側に駐車していた乙車両(無人)の右後部ドアに接触したものの。</p> <p>5 損害賠償の額 市は、乙に対し市の過失100パーセントとして損害賠償金98,000円を支払う。 その内容は、下記内訳に記載する乙の損害計98,000円である。 内訳 車両修繕料 67,000円 代車料 31,000円 計 98,000円</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成30年11月12日専決処分)</p>	<p>田主丸総合支所</p>
<p>議案105 〔一般〕</p>	<p>交通事故による損害賠償の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成30年4月10日 午後0時15分頃</p> <p>2 事故発生場所 福岡市博多区立花寺一丁目9番31号(博多ラーメンセンター源龍駐車場内)</p> <p>3 当事者 市 健康福祉部障害者福祉課男性職員 乙 (車両所有者)福岡市城南区梅林四丁目の法人 丙 (運転者)那珂川市王塚台一丁目在住の男性</p> <p>4 事故の状況 職員は、公務により古賀市に旅行した際に、復路の途中で昼食をとるために立ち寄った上記駐車場において、駐車区画に対して市車両を前進させ駐車を試みたが、当該駐車枠内に市車両が納まらないと判断し、ハンドルを右に切りながら市車両を後進させたところ、市車両の後方に停車していた乙車両の右側方部に市車両の左後部が接触したものの。</p> <p>5 損害賠償の額 (1) 乙に対する損害の賠償 物的損害 市は、乙に対し市の過失100パーセントとして損害賠償金333,600円を支払う。 その内容は、下記内訳に記載する乙の損害計333,600円である。 内訳 車両修繕料 159,720円 代車料 173,880円 計 333,600円 (2) 丙に対する損害の賠償 人的損害 市は、丙に対し市の過失100パーセントとして損害賠償金1,127,797円を支払う。 その内容は、下記内訳に記載する丙の損害計1,127,797円である。この場合において、丙の請求により自動車損害賠償責任保険から丙又は医療機関等に対し既に支払われた金員があるときは、当該金員の支払を損害賠償金の内払とみなす。 内訳 治療費 520,798円 交通費 6,666円 休業損害 12,333円 慰謝料 588,000円 計 1,127,797円</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成30年11月12日専決処分)</p>	<p>健康福祉部</p>

平成30年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

<p>議案106 〔一般〕</p>	<p>交通事故による損害賠償の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成30年5月23日 午後4時30分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市中央町18番地19南西側横断歩道</p> <p>3 当事者 市 都市建設部公園土木管理事務所男性嘱託職員 乙 久留米市瀬下町在住の女性職員</p> <p>4 事故の状況 職員は、公務により車両を運行中、中央A227号線を北から南に進行し、同市道と県道一丁田久留米停車場線が交差する交差点を左折するため、同交差点手前の上記横断歩道に差し掛かったところ、前方の確認が不十分であったため、市車両の左前部が優先道路である同県道を東から西へ直進してきた乙車両の右側方部に接触したものの。</p> <p>5 損害賠償の額 (1) 人的損害 市は、乙に対し損害賠償金558,580円を支払う。 その内容は、下記内訳に記載する乙の損害計558,580円である。この場合において、乙の請求により自動車損害賠償責任保険から乙又は医療機関等に対し既に支払われた金員があるときは、当該金員の支払を損害賠償金の内払とみなす。 内訳 治療費 220,180円 休業損害 136,800円 慰謝料 201,600円 計 558,580円 (2) 物的損害 市は、乙に対し損害賠償金21,600円を支払う。 その内容は、乙の自転車修繕料24,000円に甲の過失割合90パーセント(0.9)を乗じて得た額である。</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成30年11月12日専決処分)</p>	<p>都市建設部</p>
<p>議案107 〔予算〕</p>	<p>平成30年度久留米市一般会計補正予算(第1号)</p>	<p>(別に記載するとおり)</p>	<p>総合政策部</p>
<p>議案108 〔予算〕</p>	<p>平成30年度久留米市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)</p>	<p>(別に記載するとおり)</p>	<p>総合政策部</p>
<p>議案109 〔予算〕</p>	<p>平成30年度久留米市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)</p>	<p>(別に記載するとおり)</p>	<p>総合政策部</p>
<p>議案110 〔一般〕</p>	<p>久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について</p>	<p>大川市の消防(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)に関する事務を久留米広域市町村圏事務組合が処理するため、同組合において共同処理する事務を変更し、及び同組合の規約を変更することに関し地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により市議会の議決を求めるもの。 <主な内容> 平成31年4月1日から久留米市広域圏市町村圏事務組合において共同処理する事務に、大川市の消防(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)に関する事務を加えるもの。</p>	<p>総合政策部</p>
<p>議案111 〔一般〕</p>	<p>久留米市民交流センターの指定管理者の指定について</p>	<p>1 指定管理者に管理を行わせる公の施設 久留米市民交流センター</p> <p>2 指定管理者に指定する者 久留米市野中町1015番地 公益財団法人久留米文化振興会</p> <p>3 指定する期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>	<p>総務部</p>

平成30年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

<p>議案112 〔一般〕</p> <p>久留米市市民活動サポートセンターの指定管理者の指定について</p>	<p>1 指定管理者に管理を行わせる公の施設 久留米市市民活動サポートセンター</p> <p>2 指定管理者に指定する者 久留米市東櫛・原町1089番地 久留米ガス株式会社・くるめ協働CASEPJ共同体 代表者 久留米市東櫛・原町1089番地 久留米ガス株式会社 構成員 久留米市六ツ門町17番地1 くるめ協働CASEPJ</p> <p>3 指定する期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>	<p>協働推進部</p>
<p>議案113 〔一般〕</p> <p>久留米市教育集会所の指定管理者の指定について</p>	<p>1 指定管理者に管理を行わせる公の施設 (1) 久留米市国分教育集会所 (2) 久留米市草野教育集会所 (3) 久留米市梅満教育集会所 (4) 久留米市善導寺教育集会所 (5) 久留米市西町教育集会所 (6) 久留米市水分教育集会所 (7) 久留米市牧教育集会所 (8) 久留米市北野教育集会所</p> <p>2 指定管理者に指定する者 久留米市草野町吉木1231番地2 久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会</p> <p>3 指定する期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>	<p>協働推進部</p>
<p>議案114 〔一般〕</p> <p>交通事故による和解契約締結について</p>	<p>1 事故発生日時 平成30年9月7日 午後4時42分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市大善寺町宮本342番地4北側交差点</p> <p>3 当事者 市 健康福祉部保健所地域保健課女性職員 乙 久留米市安武町安武本在住の女性</p> <p>4 事故の状況 職員は、公務により車両を運行中、主要地方道久留米柳川線を北から南に向かって進行し、上記交差点に差し掛かったところ、優先道路でない東西道路の東側から上記交差点に進入しようとしていた乙車両を認めたため、減速を開始したが、乙車両が市車両の前方を塞ぐ形で道路を横断しようとしたため、乙車両と市車両の左前部及び左側面が接触したものの。</p> <p>5 損害賠償の額 乙は、市に対し損害賠償金67,824円を支払う。 その内容は、本件交通事故による損害額を市の車両修繕料96,892円のみであると認定した上で、当該損害額に乙の過失割合70パーセント(0.7)を乗じて得た額である。</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>議案115 〔一般〕</p> <p>久留米ふれあい農業公園の指定管理者の指定について</p>	<p>1 指定管理者に管理を行わせる公の施設 久留米ふれあい農業公園</p> <p>2 指定管理者に指定する者 久留米市山本町耳納1875番地1 一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構</p> <p>3 指定する期間 平成31年4月1日から平成35年3月31日まで</p>	<p>農政部</p>
<p>議案116 〔一般〕</p> <p>久留米市田主丸ふるさと会館の指定管理者の指定について</p>	<p>1 指定管理者に管理を行わせる公の施設 久留米市田主丸ふるさと会館</p> <p>2 指定管理者に指定する者 久留米市六ツ門町3番地11 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会</p> <p>3 指定する期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>	<p>商工観光労働部</p>
<p>議案117 〔一般〕</p> <p>訴えの提起について</p>	<p>市営住宅の家賃を滞納している者4人に対し、市営住宅の明渡し請求及び滞納家賃等支払請求の訴えを提起するもの。</p>	<p>都市建設部</p>

平成30年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

議案118 〔一般〕	市道路線の廃止について	4町内の市道路線(4路線)を廃止するもの (4町 高良内町、東合川九丁目、山川神代三丁目、山川野口町)	都市建設部
議案119 〔一般〕	市道路線の認定について	10町内の市道路線(16路線)を認定するもの (10町 梅満町、高良内町、国分町、東合川九丁目、山川神代二丁目、山川神代三丁目、山川野口町、北野町千代島、北野町高良、田主丸町益生田)	都市建設部
議案120 〔一般〕	長門石橋取付高架橋耐震補強(2期)工事請負契約締結について	<p>1 工事の場所 久留米市京町</p> <p>2 工事の概要</p> <p>(1) 橋脚耐震補強工(P3橋脚・P4橋脚) 一式</p> <p>(2) 階段工 一式</p> <p>(3) 階段撤去工 一式</p> <p>(4) 防護柵工 一式</p> <p>(5) 工場製作工(階段) 一式</p> <p>3 工期 契約締結の日の翌日から起算して330日間</p> <p>4 契約金額 3億564万円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,264万円)</p> <p>5 契約の相手方 福岡市博多区博多駅南1丁目14番8号 浅沼・九州環境・永幸特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 福岡市博多区博多駅南1丁目14番8号 株式会社浅沼組九州支店</p> <p>構成員 久留米市津福本町1649番地の51 九州環境建設株式会社</p> <p>構成員 久留米市藤山町1番地の1 株式会社永幸建設</p>	都市建設部
議案121 〔条例〕	久留米市手数料条例の一部を改正する条例	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号)の一部改正等により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査事務が大幅に簡素化されたことに伴い、同事務に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>〈主な内容〉 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査事務手数料を廃止するもの。 (施行日:平成31年1月1日)</p>	総務部
議案122 〔条例〕	久留米市職員給与条例等の一部を改正する条例	<p>市長等及び職員の給与を改定し、並びに災害応急対策等により本市に派遣された他の地方公共団体等の職員に対して支給する災害派遣手当を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>〈主な内容〉</p> <p>①久留米市職員給与条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤勉手当の引き上げ(0.05月分) ・給料表の水準の引き上げ(400円~1,500円) ・宿日直手当の支給上限引き上げ(4,200円→4,400円) ・災害派遣手当の整備(1日につき3,970円~6,620円) <p>②久留米市市長及び副市長給与条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の引き上げ(0.05月分) <p>③久留米市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の引き上げ(0.05月分) ・給料表の水準の引き上げ(1,000円) <p>(施行日:平成30年12月25日、一部平成31年4月1日)</p>	総務部
議案123 〔条例〕	久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	<p>久留米市民会館跡地の活用その他必要な事項について調査審議する久留米市民会館跡地活用等検討委員会を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>〈主な内容〉 久留米市民会館跡地活用等検討委員会を設置する規定を整備するもの。 (施行日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日)</p>	総務部

平成30年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

<p>議案124 〔条例〕</p>	<p>久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の一部を改正する条例</p>	<p>勤労青少年ホームの用途を生涯学習センター又は体育施設に変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。 〈主な内容〉 ①久留米市勤労青少年ホームの用途を生涯学習センターへ変更 (名称) 久留米市野中生涯学習センター (位置) 久留米市野中町1075番地2 (運営) 指定管理者による運営 (休館日) (1) 第1月曜日及び第3月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (開館時間) (1) 9時から21時まで。ただし、日曜日については、9時から17時までとする。 (2) 宿泊については、16時から翌日10時まで。 ②久留米市田主丸勤労青少年ホームの用途を体育施設へ変更 (名称) 久留米市田主丸アリーナ (位置) 久留米市田主丸町常盤1111番地1 (運営) 直営 (休館日) (1) 第3日曜日 (2) 月曜日(第3日曜日の翌日を除く。) (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (4) 年末年始(12月28日から12月31日までの日及び1月2日から1月4日までの日) (開館時間) (1) 6月から9月までは、9時から22時まで (2) 10月から5月までは、9時から21時30分まで (3) 前2号の規定にかかわらず、日曜日については9時から17時まで (施行日) 平成31年4月1日</p>	<p>市民文化部</p>
<p>議案125 〔条例〕</p>	<p>久留米市体育施設条例の一部を改正する条例</p>	<p>久留米市柳瀬サッカーコートを廃止し、及び久留米市野球場のスコアボードの使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。 〈主な内容〉 ①柳瀬サッカーコート(久留米市田主丸町八幡329番地1)の廃止 ②久留米市野球場(久留米市合川町2299番地1)のスコアボードの使用料の改定 現行 610円 → 改定後 990円 (30分あたりの金額) (施行日) ①平成31年1月1日 ②平成31年4月1日</p>	<p>市民文化部</p>

【追加提出分】

議案等番号	件名	概要	提出部局
<p>議案126 〔人事〕</p>	<p>久留米市公平委員会委員の選任について</p>	<p>埴 信一氏の任期満了による。 (任期：平成30年12月31日)</p>	<p>総務部</p>
<p>議案127 〔人事〕</p>	<p>久留米市固定資産評価審査委員会委員の選任について</p>	<p>大石 恵美子氏及び高山 芳男氏の任期満了による。 (任期：平成30年12月31日)</p>	<p>市民文化部</p>